「人材サービス総合サイト」に情報提供してください

職業安定法第 32 条の 16 第 3 項で情報提供が義務づけられています



厚生労働省の人材サービス総合サイトは、職業紹介事業に関して、求職者・求人者が見ることのできる**唯一**の客観的なサイトです。令和 7 年 4 月 1 日から、紹介件数の多い 5 職種(1 職種あたりの紹介実績が 10 件以下の場合を除く)について、「平均手数率（額)」の掲載が義務付けられましたが、未掲載になっている事業者が多いようです。信頼される事業者になるため、情報提供を必ず行ってください。

【公開の対象】

・前年度に取り扱った常用就職（4 ヶ月以上の有期又は無期）の実績が多い上位 5 職種
・常用就職の実績が 10 件以下の職種については、掲載は不要

【平均手数料率の計算方法】

$$\text{平均手数料率} = \frac{\text{求人者から徴収した手数料の総額（常用就職全件分）※1}}{\text{求職者の予定年収の総額（常用就職全件分）※2}}$$

※1　法第 32 条の 3 第 1 項第 1 号（受付手数料、上限制手数料及び第二種特別加入保険料に充てるべき手数料）及び第 2 号（届出制手数料）に係る手数料の実績の合算額（常用就職全件分）

※2　あっせんにより就職した求職者が従事すべき業務につき 1 年間に支払われることが見込まれる賃金額の合算額（常用就職全件分）

【その他】

・手数料を定額で徴収している場合は、平均手数料率の実績に代えて当該額を掲載することができます。
・定額以外でも手数料を徴収している場合（定額による徴収と手数料率による徴収とを併用している場合）は、平均手数料率を算出してください。
・上限制手数料及び届出制手数料について、求人者から徴収する手数料額と関係雇用主から徴収する手数料額とを区分して管理している場合は、関係雇用主から徴収する手数料額を除外して平均手数料率を算出してください。

厚生労働省「人材サービス総合サイト」

https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/GICB101010.do?action=initDisp&screenId=GICB101010

●提供する情報と提供時期

入力内容	入力時期	有料 職業紹介事業者	無料 職業紹介事業者
①就職者数（過去 6 年分）	4 月	必要	必要
②離職者数（過去 6 年分）	10 月～12 月	必要	必要
③取扱業務の職種ごとの平均手数料率（額）	事業報告書提出後 すみやかに	必要	不要
④手数料表	随時	必要	不要
⑤返戻金制度の有無及びその内容	随時	必要	不要

※「人材サービス総合サイト」に上記の情報を提供するには、サイト内の自社ページにログインする必要があります（下記Q＆A参照）。
※ ④手数料表や⑤返戻金制度の有無については、事業を開始したばかりで就職者の実績が無い場合も入力が必要です。
※ ④手数料表や⑤返戻金制度の有無については、最新の内容になっているか確認し、情報が古い場合は更新（PDF ファイルや URL の差し替え）をしてください。

●人材サービス総合サイトに関するQ＆A

Q　ログインするためのＩＤとパスワードがわからないのですが、どうすればよいですか。

A　管轄の労働局に連絡し、再発行の手続きをしてください。労働局によっては、ホームページから、ＩＤやパスワードの「再発行依頼書」をダウンロードすることができます。

Q　就職者の実績が無い年度も入力しなくてはいけないのですか。

A　入力しなくてはいけません。
実績が無い年度の欄には「0」と入力してください。

Q　人材サービス総合サイトへの情報提供は必ずしなくてはいけないのですか。

A　職業安定法第 32 条の 16 第 3 項で定められていますので、必ず情報提供してください。都道府県労働局による定期指導では、近年、人材サービス総合サイトへ情報を掲載していないことに関する是正指導が増えています。

・就職者等の事業実績と手数料・返戻金に関する情報をインターネットの利用により適正に提供していない／R8.6.19 東京労働局発表 「令和 7 年度民間人材ビジネスに対する指導監督状況」。
・人材サービス総合サイトへの情報掲載をしていない（紹介により就職した者の数、手数料に関する事項、返戻金制度に関する事項等の情報提供）／R8.6.19 愛知労働局発表「労働者派遣事業及び職業紹介事業等に係る令和 7 年度指導監督状況」
・職業紹介事業者の事業情報の公開不備／R8.7.10 大阪労働局発表「令和 7 年度における人材ビジネス事業者に対する大阪労働局における指導監督状況について」

【人材サービス総合サイトへの情報掲載に関するお問い合わせ】

令和 8 年度厚生労働省委託事業「職業紹介事業者の適正化推進事業」
事務局：公益社団法人全国民営職業紹介事業協会　TEL 03-3818-7011（月～金 10 時～17 時）